

授業科目名	法社会学 Sociology of Law
授業科目群	基礎法学・隣接科目
標準学年	1・2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期(隔年開講)
開講曜日・時限	水曜日・3時限
単位数	2単位
担当教員名	武士侯敦(Bushimata Atsushi)
授業の目的	日本社会の変容にともなって、弁護士に求められる職責は、より重くなるとともに多元化していく傾向にある。現代社会において弁護士が果たすべき役割とは何か。とりわけ、従来の伝統的な役割モデルを超えて、今何を求められているのか。こうした点について、理論的に理解する一方、それを現実的な業務提供のあり方の次元でも考察し、今後の弁護士業務と制度のあり方に一定の展望を与えていくことにしたい。
履修条件	特に指定しない。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>第一部では、弁護士モデルの変貌を、プロフェッション・モデルからビジネス・モデル、さらに関係志向モデルへとたどりながら、現代において弁護士に求められている役割について理論的に検討していく。第二部では、それぞれのモデルが養成、自治、独占といった具体的な制度にどのように反映してくるのか見極め、役割理論と現実的な弁護士制度の問題点とのギャップや複雑な関係を検討する。第三部では、日本の弁護士の業務の現実に見られるさまざまな個別的論点に焦点をあて、役割理論に照らして検討を加えていく。</p> <p>The Role of Lawyers in Contemporary Society The subject of part one is the competing models of lawyer's role. Through discussing each model, we learn the traditional theory and the critical theory of legal profession from socio-legal perspective. Part two explores the characteristics in the three major institutional aspects of Japanese lawyers i.e. legal education, self-regulation and monopoly ,from theoretical and comparative perspective. Part three discusses the specific policy issues which the Japanese lawyers currently face in light of alternative theoretical models of lawyer. These issues include unauthorized practice of law, practice management, fee, advertising, access to lawyers, lawyer-client relationship and so on.</p>
	<p>第1回 プロフェッション・モデルとその功罪 これまで弁護士役割モデルの正統的理論としての位置を占め、いまだその核心に存在するプロフェッション・モデルについて、その理念とその具体的な制度的表現がどのようなものであるかを学ぶ。そして、その正及び負の側面をめぐる論点についてディスカッションする。</p> <p>第2回 法サービス・モデルとその功罪 アメリカの弁護士を典型とするビジネス・ロイヤーとしての弁護士モデルとその具体的な制度的現れがどのようなものであるかを学ぶ。このモデルの前提としての競争原理導入の社会的効用とともにその限界についてもディスカッションを通して検討する。</p> <p>第3回 関係志向モデルと現代的弁護士役割論 プロフェッション・モデルでも、法サービス・モデルでも対応しきれない現代的な弁護士へのニーズが存在するのではないか。だとすると、それに対応しうる弁護士モデルはどのようなものか。関係志向モデルについて検討し、ディスカッションを通じてその意義と特質を把握する。</p> <p>第4回 国際比較からみた弁護士モデル 主要な欧米諸国の弁護士制度と実情を参照し、弁護士という職業の多様性と共通性を理解する。それを通じて日本の弁護士の特徴を把握し、その原因や問題点についてディスカッションする。</p>

授業計画	<p>第5回 社会理論からみた弁護士モデル これまで提唱された弁護士役割モデルをその理論的前提、現実説明力、政策的含意とその妥当性について比較検討し、近代対脱近代という座標軸からこれからの日本の弁護士像をめぐってディスカッションする。</p> <p>第6回 弁護士養成制度の課題 司法制度改革により導入された現在の法曹養成制度の意義を、これまでの日本型法曹養成制度とアメリカの法曹養成制度とを比較検討しつつ考察し、法科大学院での教育、並びに養成システムそのもののあり方について具体的論点に関するディスカッションを通じて学修する</p> <p>第7回 弁護士懲戒制度のあり方 弁護士懲戒制度について、弁護士自治についての基本的理解をふまえつつ、単なる内的統制機構としてではなく、利用者にかかれた窓としての意義を考えながらディスカッションを通じて学修する</p> <p>第8回 法律事務独占のあり方 司法書士、行政書士、弁理士、保険会社など、様々な隣接職種による法サービス供給のしくみや実情と弁護士法72条の関係をめぐる問題点についてディスカッションを通じて検討し、弁護士法72条による非弁規制のもつ意味を理解する。</p> <p>第9回 弁護士事務所形態をめぐって 弁護士事務所の組織もしくは経営形態のあり方について事務所の共同化の意味や実情を学修した上で、弁護士の論理だけでなく利用者や社会から見た事務所形態の現状の功罪を中心にディスカッションする。</p> <p>第10回 弁護士広告の機能 弁護士の業務広告をめぐって、広告に関する倫理規範の理解をふまえ、それがもつクライアントへの積極的機能とそれにとまうリスクについてディスカッションする。</p> <p>第11回 弁護士報酬のコントロール 弁護士報酬の決定方式とその制度的枠組みの学修をふまえて、その職域開発や社会的権利擁護への影響を分析し、あるべき報酬制度の方向づけをめぐってディスカッションする。</p> <p>第12回 弁護士過疎問題 現代日本の弁護士が直面している課題のひとつに弁護士過疎問題がある。それへの対応は弁護士の公益的責務とされている。過疎地法サービスを中心に弁護士にとって公益活動がもつ意味や問題点についてディスカッションする。</p> <p>第13回 弁護士職域の拡大:組織内弁護士 司法制度改革の一環として弁護士法30条が改正されたことにより、公務及び民間の両方で組織内弁護士への途が大きく広がった。今後拡大していくであろう新たな職域、あるいはキャリアとしての組織内弁護士の問題点についてディスカッションを通して検討する。</p> <p>第14回 弁護士依頼者関係 弁護士と依頼者との関係はどのようなものであるか、また、どうあるべきか。いわゆるパターンリズムやインフォームド・コンセントの問題を中心に、ディスカッションを通して検討する。</p> <p>第15回 総括 これまでの学習をふまえて今後の制度や業務のあり方を展望する。</p>
授業の進め方	<p>アサインメント(事前予習教材)に基づいて、各回のテーマに関する課題を提示するので、それについて受講者に手短なプレゼンテーションをしてもらい、ディスカッサントによるコメントをふまえてディスカッションをしていく。その際、プレゼンテーション、ディスカッションの適切なポイントで教員がサポートし、進行していく。</p>
教科書及び参考図書等	<p>各回で使用する教材は、授業開始に先立って教員のほうから配布します。使用教材以外の参考文献として、さしあたり下記のを挙げておきます。日弁連編『弁護士白書』(2002年版以降各年刊)、日弁連編『弁護士改革論』(ぎょうせい、2008年)、和田仁孝・佐藤彰一編著『弁護士活動を問い直す』(商事法務、2004年)。</p>
試験・成績評価等	<p>本講義は実定法の知識や理解の修得を目的とするものではなく、いわゆるパースペクティブ科目であるので広い視野から多面的な考察が求められるため試験によらない評価を行う。最終のレポートを50%、プレゼンテーション(口頭およびレジュメ)を30%、ディスカッサントとしての評価10%、および発言10%の各割合で評価する。</p>

事前学習	追って、受講生にたいし、アサインメント(事前予習教材)、各回の授業のテーマに関するプレゼンテーション課題、およびプレゼンの要領と担当者割(プレゼン担当者とディスカッサント担当者)等を通知します。
課題レポート等	なし
オフィスアワー	授業終了後、質問を受け付ける。また、メール連絡をもとに適宜質問、相談を受け付ける。
その他	